

○国土交通省大臣官房官庁営繕部入札監視委員会規則

(趣旨)

第1条 本規則は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年11月27日法律第127号)の趣旨並びに「随意契約の適正化の一層の推進について」(平成19年11月2日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申し合わせ)及び「随意契約見直し計画」(平成18年6月国土交通省)における第三者機関の活用に係る定めを踏まえ、国土交通省大臣官房官庁営繕部入札監視委員会(以下「委員会」という。)の組織、委員、会議、事務局その他の委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、国土交通省大臣官房官庁営繕部長(以下「部長」という。)の委嘱に基づき、次に掲げる事務を行う。

- 一 国土交通省大臣官房官庁営繕部(以下「官庁営繕部」という。)が行う入札及び契約の適正化に関して審議を行うとともに入札・契約手続の運用状況等についての報告を受けること(官庁営繕部所掌の工事及び建設コンサルタント業務等に関するものに限る。)
- 二 官庁営繕部が発注した工事及び建設コンサルタント業務等のうち委員会が抽出したのものに関し、次に掲げる事項についての審議を行うこと。
 - イ 一般競争入札方式参加資格の設定の理由及び経緯
 - ロ 指名競争入札方式に係る指名の理由及び経緯
 - ハ 公募型プロポーザル方式、簡易公募型プロポーザル方式、標準プロポーザル方式及び参加者の有無を確認する公募手続を行った契約方式に係る応募要件等の設定の理由及び経緯
 - ニ ハ以外の随意契約に係る選定理由及び経緯
- 三 随意契約に関してその適正化の観点から、契約方式の選択及び応募要件等の設定等について審議を行うこと。
- 四 次に掲げる事項に係る再苦情処理について審議を行い、報告を行うこと。
 - イ 入札・契約手続(政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受けるものに係るものを除く。)
 - ロ 指名停止又は警告若しくは注意の喚起

(委員会の委員及び任期等)

第3条 委員は、公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、部長が委嘱する。

2 委員会は、委員5人で組織する。

3 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、非常勤とする。

6 委員の氏名及び職業は、公表するものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、第5条に掲げる会議において、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は会務を総理し委員会を代表する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 第2条第1号、第2号及び第3号の事務に係る会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、原則として3箇月に1回以上、開催するほか、必要に応じて随時開催する。

2 第2条第4号の事務に係る会議(以下「再苦情処理会議」という。)は、委員長が招集し、再苦情処理の必要に応じ開催する。

3 前2項に規定する会議は、非公開とし、議事の概要は、これを公表する。

(会議への報告)

第6条 会議への報告は、総括表(別記様式1-1及び1-2)の後に、次に掲げる資料(予定価格が250万円を超えない工事及び予定価格が100万円を超えない建設コンサルタント業務等並びに国の行為を秘密にする必要のあるものに係るものを除く。)を提出して行うものとする。

一 原則として会議開催の前々月以前3箇月間における官庁営繕部発注に係る次の資料

イ 工事の一覧表(別記様式2-1)

ロ 建設コンサルタント業務等の一覧表(別記様式2-2)

ハ 指名停止措置の運用状況(別記様式3)

ニ 談合情報等の対応状況資料

- 二 原則として、会議開催の前々月以前3箇月間及びそれ以前の必要と認められる期間における官庁営繕部発注工事に係る次の資料（次のイからホまでのいずれか又は複数を選択）
 - イ 再度入札における一位不動状況（再度入札が行われた場合において、1回目の入札の最低価格入札者が、引き続き、2回目以降の再度入札における最低価格入札者となる状況をいう。別記様式4）
 - ロ 低入札価格調査制度調査対象工事の発生状況（別記様式5）
 - ハ 一者応札の発生状況（別記様式6）
 - ニ 不調・不落の発生状況（別記様式7）
 - ホ 高落札率の発生状況（別記様式8）
- 三 会議開催の前々月以前3箇月間に係る前号イからホまでの資料の基礎となる情報を記載した資料
- 四 その他報告を要する資料

（抽出の委任）

- 第7条 委員会は、第2条第2号の抽出並びに第6条第2号イからホまでのうち選択された資料並びに当該資料に係る工事種別及び等級区分等の抽出（以下「第6条第2号の抽出」という。）に関する事務を、あらかじめ指定した委員（以下「当番委員」という。）に委任することができる。
- 2 当番委員は、会議において、自らの行った抽出結果の報告を行わなければならない。

（抽出）

- 第8条 第2条第2号の抽出は、委員会（前条第1項の委任があった場合にあっては当番委員）が別記様式2-1及び別記様式2-2に定める一覧表の中から、事前に無作為の方法によって（工事については、入札・契約方式別に）行う。
- 2 第6条第2号の抽出は、第6条第3号の資料の中から、委員の事前の指示により行う。

（意見の具申又は勧告）

- 第9条 委員会は、第2条第1号、第2号又は第3号の審議等において入札及び契約等に不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、必要な範囲で、部長に対して意見の具申又は勧告を行うことができる。
- 2 委員会は、前項の意見の具申又は勧告を行った場合には、公表を行うものとする。

(再苦情処理)

- 第10条 委員会は、第2条第4号の事務に関し、別記様式9による再苦情の申立てがあったときは、却下すべき場合を除き、再苦情処理会議を開催し、審議を行う。
- 2 委員会は、前項の審議を終えたときは、意見書を作成し、その結果を部長に報告するとともに、公表を行う。
- 3 前項の報告は、再苦情の申立てがあった日から概ね50日以内に行わなければならない。

(委員の除斥)

- 第11条 委員は、第2条の事務に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(秘密を守る義務)

- 第12条 委員は第2条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委員会の庶務)

- 第13条 委員会の庶務は、官庁営繕部管理課が処理する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

(建設大臣官房官庁営繕部入札監視委員会規則の廃止)

- 2 建設大臣官房官庁営繕部入札監視委員会規則は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年7月1日から施行する。

(定例会議及び再苦情処理会議の招集の特例)

- 2 当該年度の最初の定例会議及び当該年度の最初の定例会議の前に開催する再苦情処理会議については、第5条第1項及び第2項の規定にかかわらず、部長が招集するものとする。

(当番委員の指定の特例)

- 3 当該年度の最初の定例会議の当番委員については、第7条第1項の規定にかかわらず、あらかじめ委員の了承を得て部長が指定することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年9月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年10月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年12月4日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年5月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年6月10日から施行する。